提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて―成育方法の課題と提言―」インパクト・レポート

【要旨】

我が国の子どもたちは、1980 年後半以降、運動能力や体力の低下、肥満や糖尿病等のリスクの増加、不登校、うつ、孤独感の増大、学習意欲の減退等といった課題に直面している。

心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会では、先に発出された提言「我が国の子どもの成育環境の改善に向けて―成育空間の課題と提言―」による課題提起を契機として議論を更に深化させ、2011 年４月 28 日に、これらの対策を子どもの成育環境全体の問題として捉え、総合的な政策立案を強化・推進するための統合的な部局の設立や、「子ども家庭省」、「子ども庁」等の設置及び法整備、さらには地方自治体における組織編成の必要性を提言した。

2011 年の本提言発出後、日本学術会議による関連する提言の継続的な発信や、日本医師会、超党派の議員連盟による活動が展開された。その結果、2018 年 12 月に成育基本法（議員立法）が成立し、さらに 2021 年６月の「骨太の方針」には「こども庁（仮称）」創成の方針が明記された。これを受け、2022 年６月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、2023 年４月に「こども家庭庁」が発足した。同年 12 月には「こども大綱」が閣議決定されるなど、2011 年の本提言は、現在の我が国の子ども政策の根幹を成す法整備や組織改編へとつながる先駆けとなった。

1 提言等の内容

(1) 子どもの成育方法の改善

子どもの成育環境において、成育方法は極めて重要な要素である。近年の成育環境の変化は主にその成育方法の変化によるものだともいえる。それが子どもの遊び、運動、学習意欲に大きく関わっている。適切な成育方法の獲得を国民・市民の生活改善運動として展開し、総合的に、そして公民共に意識と行動を喚起することを提言する。

① 多様な実体験を可能にする成育方法の確保

テレビ等の受動的なものへの接触機会を適切なものにし、孤立的なものではなくコミュニティを通して屋外遊びを体験し、スポーツを習得し、自動車に過度に依存する生活を脱却し、子どもが他者と適切に触れ合う機会を増やすライフスタイルを獲得すべきである。それが子どもたちの心身の安定性を高める方向でもある。

② 子どもたち自らが主体的に困難な状況を乗り越える方法等の獲得

子どもは様々な群れ遊びや自然遊び、ものづくり遊びを通して、困難な状況を乗り越える方法を獲得していき、挑戦していく力を蓄えていく。「行動は見るだけでは上達することがない」ことは実証されているが、我が国の子どもは「見ること」に多くを費やし、自分の体での実体験が少ないため、行動を起こしたり、挑戦したりすることができなくなりつつある。様々な実体験を通じ、子どもたちがリスクを受け入れ、それを乗り越える力を持つことが重要である。

③ 子どもの成育環境を重視する大人のライフスタイル・社会システムの確立

子どもの生活、ライフスタイルは大人のそれが最も影響を与える。子どもたちの健全

な成長のために、大人のライフスタイルや社会システムそのものがそれらを重視したものとなり、さらにそれらを喚起する国民に対する広報活動、啓蒙活動、啓発活動が展開される必要がある。

(2) 子どもの成育環境を改善する総合的行政と法整備

将来の我が国を担う子どもたちが、創造的な意欲と感性、そして社会性を持つ人材として育つためには、豊かな成育環境が実現されなければならない。それを実現するための行政組織も総合的な政策調整、立案機能、そして速やかな実行・行動へと移行できる組織が重要である。そのための法整備や、内閣府の中に子どものための教育、保育、医療、そして環境を統合する部局の設立あるいは「子ども家庭省」、「子ども庁」等の早期実現が図られる必要がある。また、特に市民国民の日常的な生活に関わる地方自治体においても、総合的部局が編成される必要がある。

2 提言等の発出年月日

2011 年４月 28 日

本提言に先立つ提言

・2008 年８月 28 日
提言「我が国の子どもの成育環境の改善に向けて―成育空間の課題と提言―」（心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会）

本提言発出後に発出された提言

・2011 年８月 16 日
提言「子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針（健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会）
・2013 年３月 22 日
提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけてー成育時間の課題と提言ー」（心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会）
・2017 年５月 23 日
提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけてー成育コミュニティの課題と提言ー」（心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会）
・2018 年 12 月 14 日
提言「生きる力の更なる充実を目指した家庭科教育への提案―より効果的な家庭科教育の実現に向けて―（健康・生活科学委員会家政学分科会）
・2020 年８月 11 日
提言「生活習慣病予防のための良好な成育環境・生活習慣の確保に係る基盤づくりと教育の重要性」（臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同生活習慣病対策分科会）

3 フォローアップ（提言を浸透させるための提言者側のシンポジウムや出版等の活動）

本提言の発出後、提言を計 400 部印刷した。そのうち関係省庁（文部科学省、厚生労働省）へ各 100 部（計 200 部）を配布し、残りの 200 部を日本学術会議及び提言作成委員に配布した。

配布から１年後、両省を対象にアンケート調査を実施し、配布した「提言」の内容（冒頭２ページの要旨を含む）を確認したかと聞いたところ、「内容を確認した」との回答が４％であった。

4 社会に対するインパクト

(1) 政策への反映

（有）・無

本提言発出後の国の動き

・2012 年４月

日本医師会の「周産期･乳幼児保健検討委員会」（産科医８名・小児科医８名で構成）は、小児保健法の適応範囲を拡大すること、及び法案の名称を「成育基本法」とすることを提案した。

・2013 年 10 月 16 日

日本医師会の常設委員会である「周産期･乳幼児保健検討委員会」（五十嵐隆委員長）は、「成育基本法（案）」の骨子案を含む答申をまとめ、日本医師会に提出した。

本答申は、我が国の現状について「子どもの健全な育成を保障するための社会的施策が立ち遅れており、子どもを産みにくく育てにくい家庭、職場、社会環境にある」と指摘した。その上で、子どもの健やかな発育を目指すためには、成育環境の整備が必要であり、健やかな子どもの育成は国の責務であるとの基本認識の下、成育過程にある者及びその養育者のために必要とされる諸事業を一層推進するための基本法（理念法）として、「成育基本法」の制定を提案した。

「成育基本法（案）」は、国による子ども政策の一元化・司令塔機能の必要性にも言及しており、その後の「こども家庭庁」設立につながることとなった。

本答申を基に、成育基本法（案）制定に向け、関係議員による政府への働きかけが開始され、2015 年には法案の原案が完成した。しかしながら、その後は他の重要法案との兼ね合いもあり、国会提出に向けた超党派の合意形成に時間を要することとなった。

・2018 年５月 22 日

超党派「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟（会長：河村建夫衆議院議員、事務局長：自見はなこ参議院議員）」（現「成育基本法推進議員連盟」）が設立・総会を開催した。

・2018 年 11 月

超党派議員連盟は、審議の末、法律の名称を「成育基本法」と決め、国会に提出した。

・2018 年 12 月８日

成育基本法（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）が参議院本会議にて可決成立した。

・2021 年６月 18 日
　骨太の方針に「こども庁」創成の方針が明記された。
・2021 年 12 月 15 日
　政府は、子ども政策の司令塔として 2023 年度につくる新しい省庁の名称について、「こども庁」から「こども家庭庁」に変更する修正案を自民党の会合で示した。
・2022 年２月～６月
　第 208 回通常国会に「こども家庭庁設置法案」及び「こども基本法案」が提出され、衆議院及び参議院それぞれでの審議を経て、同年６月 15 日に可決成立し、同年６月 22 日に公布された。
・2023 年４月１日
　こども家庭庁が発足した。
・2023 年 12 月 22 日
　「こども大綱」が閣議決定された。
・2024 年６月～９月
　こどもの貧困の解消に向けた対策推進法が、2024 年６月 19 日に参議院本会議で可決成立し、同年９月 25 日に施行された。

(2) 学協会・研究教育機関・市民社会等の反応

学協会

・2021 年６月２日
　公益社団法人日本小児科医会が第 10 回記者懇談会にて「Children First の子ども行政のあり方～こども庁の創設に向けて～」をテーマに講演会を開催した。
・2022 年９月 30 日
　公益社団法人日本小児科学会（岡　明会長）が 17 事項にわたる「令和５年度こども家庭庁概算要求に関する要望書」を提出した。
・2022 年 12 月２日
　日本医師会開催の令和５年度家族計画・母体保護法指導者講習会にて、日本医師会として社会全体で妊娠期から切れ目のない支援を受けられる体制整備が図られるよう、実効性のある政策の実現に向けて積極的に政策提言を行うことを表明した。
・2023 年 11 月５日
　公益社団法人日本小児保健協会は、第 39 回日本小児保健セミナーにて「こども家庭庁設立とこれからのこども支援」をテーマにした講演会を主催した。
・2023 年６月 16 日
　公益社団法人日本小児保健協会は、第 70 回日本小児保健協会学術集会にて「今後の成育保険医療について～こども家庭庁の創設と成育医療等基本方針等の見直しを踏まえて～」をテーマに講演を行った。
・2024 年 12 月８日
　公益社団法人日本小児科医会は「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針　(2023 年３月 22 日閣議決定に基づく公益社団法人日本小児科医会行動目標（第２版）」を発出した。

５ メディア
なし

６ 意思の表出内容において、他の異なる意見との関係性等に変化があれば記載してください。
なし

７ 考察と自己点検（a-c から一つ選択し、説明する）
(a) 予想以上のインパクトがあった
(b) ほぼ予想通りのインパクトが得られた
(c) 期待したインパクトは得られなかった

なお、インパクト・レポートの作成に当たっては、五十嵐隆博士（国立研究開発法人国立成育医療研究センター理事長／元日本学術会議第二部会員）よりご助言と情報の提供、並びに内容の校閲をいただいた。

インパクト・レポート作成責任者
日本学術会議副会長（第 26 期）
健康・生活科学委員会委員（第 26 期）
磯　博康
提出日　2026 年４月 13 日